

大和郡山市 広報

令和元年9月15日号 No.1194 編集·発行 大和郡山市 総務部 企画政策課

大和郡山市役所 〒639-1198 北郡山町 248-4 ☎53-1151(代) 🖾 53-1049(代) https://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/

## ≪10月より開始≫ 幼児教育・保育の無償化について

対象=0~2歳児(住民税非課税世帯)、3~5歳児(全世帯)

- ※幼稚園・保育所・認定こども園の通常保育は手続き不要。(私立幼稚園は一部手続き必要)
- ※預かり保育・一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンター・認可外保育施設等の利 用料も無償化の対象となりますが、事前に「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。
- ◆ 「保育の必要性」の認定を受けるためには、
  - ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(様式その2)
  - ②保育の必要性を認定するための添付書類の提出が必要になります
- ※くわしくは、ホームページ「【令和元年10月開始】幼児教育・保育の無償化について | をご覧ください。

**問合せ**=こども福祉課(内線524)、教育総務課(内線713)

# 消費税引き上げに伴い公共施設の使用料が変わります

10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げられるのに伴い、水道料金や各施設の使用料等の金額が変わり ます。対象となる使用料等は、次のとおりです。金額等詳しくは、各問合せ先にお問い合わせください。

### 施設の使用料

対象となる使用料	問合せ先
三の丸会館	( <b>2</b> 53-5350)
南部公民館 (喫茶コーナー含む)	( <b>2</b> 59-1316)
昭和地区公民館	( <b>2</b> 56-0015)
片桐地区公民館 (喫茶コーナー含む)	( <b>2</b> 52-3001)
治道地区公民館	( <b>2</b> 56-3085)
平和地区公民館	( <b>2</b> 52-2346)
矢田コミュニティ会館	( <b>2</b> 52-3404)
コミュニティ会館	総務課
地域交流館「やすらぎ」	(内線 252)
市民交流館	観光協会
箱本館「紺屋」	( <b>2</b> 52-2010)
DMG MORIやまと郡山城ホール	( <b>2</b> 54-8000)
里山の駅「風とんぼ」	( <b>2</b> 53-7290)
九条公園·九条運動施設	九条スポーツセンター
	( <b>2</b> 52-1245)
額田部運動公園施設	都市計画課
	(内線634)
総合公園施設	( <b>2</b> 55-1010)
西池グラウンド	スポーツ推進課
各地域スポーツ会館	(内線 555)

<sup>※</sup>コミュニティ会館・地域交流館「やすらぎ」については、問合せ先に ご連絡いただきましたら担当者の連絡先をお伝えします。

## その他の手数料・使用料など

対象となる使用料	問合せ先
水道使用料(※)	お客様センター
下水道使用料 (※)	(上下水道部) (☎53-3661~3)
1322/311(0)	
水道給水分担金	工務課 (上下水道部) (☎ 53-3664)
ゴミ処理手数料	清掃センター
	( <b>2</b> 53-3463)
し尿汲み取り料金・単独浄化槽清掃手数料・	衛生センター
净化槽汚泥処理手数料	( <b>2</b> 56-2279)
都市公園占用料	都市計画課
(1ヵ月に満たない場合のみ)	(内線634)
公園墓地維持費	環境政策課
	(内線 571·572)
駐輪場利用料金	社会福祉協議会
	( <b>2</b> 53-6535)
休日応急診療所診断書等交付手数料	保健センター
	( <b>2</b> 58-3333)

※水道料金・下水道使用料は、毎月検針地区は11月分から、偶数月検 針地区は11・12月分から、奇数月検針地区は12月・令和2年1月 分の料金から引き上げられます。(ただし、10月1日以降に使用開 始の場合は、その月分から引き上げ後の料金となります。)

